

2026年度

日教弘福島支部小規模県立高校対象教育文化助成事業

募 集 要 項

小規模県立高校対象教育文化助成事業は小規模高等学校で学ぶ生徒の活動等に対して行います。2026年度は下記要項の通り実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会福島支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

生徒および保護者の人数が少ない小規模県立高校（定時制・通信制を含む）の生徒を対象にした、教育文化活動の充実に資するよう助成を行います。

(2) 助成金の使途

教育や文化に密接に関係し、生徒の健全な育成や成長に必要な講演会、演奏会等の講師・演奏者の謝礼等、及び学校行事等にかかる経費に助成します。ただし、一部の生徒のみを対象とするものではなく、生徒全体、少なくとも原則として学年単位の生徒を対象とするものに限定します。また、在籍する生徒に直接的に役立つものとしします。

(3) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に活動ができるもの

(4) 募集対象校

福島県立の1学年3学級以下の小規模高校（定時制・通信制を含む）を対象とします。

3 助成金額 一校あたり「15万円」とします。

4 使途例

- ① 講演会講師謝礼、旅費等
- ② 演奏会演奏者への謝礼、旅費等
- ③ 校内文化祭・校内スポーツ大会など生徒全体を対象にした学校行事の経費等
- ④ 生徒用図書購入
- ⑤ 感染症予防にかかる物品・消耗費等の経費

※ 上記の①～⑤の項目で、複数の項目に渡ることも可能とします。

※ 下記の使途については助成対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 教職員対象の講演会講師謝礼、研修のための旅費等 ・ 一部の部活動への支出
- ・ 汎用性のある機器の購入や日常的な教育活動の備品代、消耗費代等

5 申請書受付から助成金交付までの日程

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 申請書受付 | 4月14日(火)～5月11日(月) |
| (2) 選考委員会 | 5月29日(金) |
| (3) 選考結果の通知 | 選考委員会終了次第、結果についてお知らせします。 |
| (4) 助成金交付 | 6月上旬に、該当校の指定口座に振り込みます。 |
| (5) 事業の成果報告締め切り | 2027年2月末日 |

6 選考及び交付

(1) 選考方法

- ① 日教弘福島支部教育振興事業選考委員会の選考後、福島支部幹事会の議を経て支部長が対象校を決定します。
- ② 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- ③ 採否の理由についての問い合わせには回答しません。
- ④ 助成が決定した事業については、対象となる活動の進捗を確認することがあります。

(2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性 申請事業が、助成の趣旨と合致しているか。事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性 申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

7 申請方法

別紙「申請書」及び「振込依頼書」に必要事項を記入し、期日までに弘済会事務局に提出してください。また、銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かる預金通帳のコピーも提出してください。

8 助成金の使用と報告書等の提出

- (1) 申請書の内容にしたがって助成金を使用してください。
- (2) 事業終了後、速やかに交付式等にお届けする報告書等の提出をお願いします(2027年2月末日締め切り)。「助成金使途報告書」提出にあたっては領収書(コピー可)を添付してください。
- (3) 提出された報告書・資料等は、当会が公表できるものとします。
- (4) 助成金交付校においては、弘済会の参事等が決定通知書を持参しますので、原則として職員室等での全教職員参加による交付式・事業説明会を開催されるようお願いいたします。

9 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象者・学校の名前及び研究活動等を、ホームページ

ジ、広報誌等で公表することがあります。

10 その他

- (1) 申請書及び成果報告書の記載内容については、学校長に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェックを記入します。
- (2) 申請書及び報告書はホームページからダウンロードし、Excel で作成できるようにしましたのでご利用ください。（「弘済会福島支部」で検索）
- (3) 提出された書類等は返却しません。
- (4) 書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。
- (5) 万一、故意の虚偽記載、又は研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (6) 学校のホームページや広報誌において活動の成果を発表する場合は、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会福島支部からの助成を受けて行った活動の成果であることを表示してください。
なお、助成金で購入した物品等については「日教弘福島支部小規模県立高校対象教育文化助成事業」の名称をラベル等で貼付してください。

11 問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福島支部

〒960-8534 福島市上浜町10-38 (公財) 日本教育公務員弘済会福島支部

TEL 024 (522) 6522

E-Mail : fukushima@nikkyoko.or.jp

URL : <http://www.fkyoko.jp/>